

電子的情報連携体制整備加算に係る掲示

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用についてお声かけ、ポスター掲示を行っています。
6. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことを、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。